

幻想の株式会社至上主義

～ 改革ポーズを蟻の一穴にしないために ～

日医総研 中村 十念

1. 株式会社参入の要件

現在の日本の政治行政を象徴するかのごとく、迷走に迷走を重ねて、特区における株式会社参入の取扱い要件の成案が公表された。内容は、以下の 16 項目に整理される。

特区内に限る

株式会社が開設許可の申請をすること

高度な医療の提供を目的とすること

病院でも診療所でもよいこと

医療法上の構造設備基準を満たすこと

医療法上の人員配置基準を満たすこと

許可者は都道府県知事であること

都道府県知事により高度な医療の提供能力があると認められること

高度な医療の内容は、厚生労働省があらかじめガイドラインを示す(注1)

高度な医療で有効かどうかは、まず地方公共団体が判断する(注2)

地方公共団体の判断に、厚生労働省が適合性に照らして同意する

高度先進医療を除く

診療報酬点数表に記載されている医療を除く

保険医療機関としない

医療法人に準じた行政監督の対象となる

広告が可能である

(注1)

ガイドラインの内容

- ・再生医療 脊髄損傷患者に対する神経細胞の再生・移植
- ・遺伝子治療 肺がんや先天性免疫不全症の治療
- ・特殊な放射性同位元素を用いるPET等の画像診断
- ・高度な技術を用いる美容外科医療
- ・提供精子による体外受精(倫理上問題のない生殖医療)
- ・その他、倫理的・安全性の問題がなく、これらに類するもの

(注2)

成案の前に示された厚生労働省案とは、以下の点が相違する。

- ・判断主体が地方公共団体となったこと
- ・高度医療の内容の判断基準が高度性、有効性、安全性、社会的妥当性の4点から適合性の1点になったこと
- ・高度な医療の範囲の決定に当たって審議会の意見を聴く必要がなくなったこと。それに伴い、参考にすぎなかった「高度先端医療の例」が「ガイドライン」に昇格したこと
- ・「附随して行われる検査投薬等を認める」の項が削除されたこと

2. 参入条件の問題点

参入要件の最大の問題点は である。開設許可の申請者は株式会社であれば足りる。株式会社は資本金が1,000万円以上あれば、誰でも設立できる（最近では条件付ではあるが資本金が1円でも設立が可能である）。医療法人には適用される代表者の要件とか、他業の禁止とか、自己資本比率とかの規制は全くない。もちろん、株主が誰であってもかまわない。法人・個人を問わないし、内国資本、外国資本も問われない。

また、現在既に株式会社であるところが申請者になることも可能である。現在の事業が、リース業であろうが、警備業であろうが、製薬企業であろうが、高利貸しであろうが何でもかまわないのである。どのような人や組織が医療機関を支配しようが注文をつけられないというところが、最大の問題点である。

医療機関を支配するということは、医療機関が持つ情報を支配するということになる。つまり、患者情報を資本が支配するということになる。資本は、自らの拡大のためにあらゆるものを使い尽くす。患者情報が資本に奉仕するために使われるリスクが発生するのである。

次に問題になるのは、 である。医療は、複雑な連続体であり、いろいろなものと相互に作用する。専門家にとっても判断が難しい局面が多々ある。町村まで含んだ地方公共団体が「高度な医療」という曖昧な定義の判断責任を負えるかどうかは大いに疑問がある。

判断に失敗すると、医療という人の命にかかわるものだけに「実験に失敗しました。すみません」では済まない。紛争になる確率が高い。地方公共団体のパートナーは参入撤退自由の株式会社である。トラブルが起こるとさっさと撤退して、当事者として残されるのは、地方公共団体のみという結果にもなりかねない。

その次に問題なのは、 と である。都道府県知事は、高度な医療の提供能力があると認定した上で、開設許可を出すことになっている。これが都道府県知事に思わぬハイリスクを背負わせることになる。なぜなら、対象は開発途上にある高度な技術を伴う医療である。しかも新設の医療機関であるから、従事者の訓練等も十分ではない。そんなに簡単に提供能力の判定ができるとは思えない。不透明な状態の中で、都道府県知事は決断を迫られることになるからである。念の入ったことに、厚労省のガイドラインには、トラブルの多い美容外科まで入っている。

高度な医療の提供能力があると認定することは、それなりの信用が行政から供与されていると住民は考えるのが普通であろう。事故が起こったり、期待どおりの成果が得られなかったりした場合に、許可を与えた都道府県知事までも行政訴訟に巻き込まれる可能性は小さくない。医療の営利化を主張してきたマスコミも、そのことはすっかり忘れ

て、一転して行政攻撃の狼と化すであろうこともリスクをさらに大きくする。このことを、あらかじめ都道府県知事に説明しておくことが必要である。

四つ目の問題は、である。高度な医療は、高度であるがゆえに、実施に至るまで医学的に相当深い検証が必要とされるケースが多いと想定される。その結果、高度な医療が実施されない決定となるケースもあるだろう。術前に死亡することも考えられる。そのようなケースに対しては、結果的には高度な医療に関係なく自由診療のみが提供されることになる。

それらのことが重なると、建前では高度な医療を提供するといっても、現実には自由診療だけを行うということも可能になるのである。例えば高度な美容外科を行おうとしたことにして、通常美容外科が施術されるようなケースはいくらでも起こり得る。この医療機関は、レセプトの審査を受けることもなく、保険診療にかかる監査の対象でもない。従って、高度な医療に関係なく自由診療のみが提供されても、外部からは実態がほとんどわからないことになる。

3. 将来のシミュレーション例

例えば、株式会社が設立母体となった高度な医療を提供する医療機関が設立されたとする。この医療機関は、前述したように様々な問題を生み出す。国民の立場からすると、問題となるのは高度な医療が提供されずに自由診療のみで終わるケースである。あるいは、高度な医療が提供されたが不首尾となり、他病院に転院もできず自由診療で長期入院を強いられるようなケースである。何のために高い治療費を払って、ここを受診したかということになる。

そうなると、「選択と責任」ということは都合よく忘れられ、患者が気の毒であるから、株式会社立医療機関にも保険診療を適用すべきだということが、声高に叫ばれるようになる。混合診療の導入もセットで主張される。

もうひとつは、高度な医療が保険給付の対象となった場合である。この場合にも、株式会社立医療機関の既得権益を守る観点から、株式会社立医療機関も保険医療機関化すべきだという議論になる。株式会社参入は失敗だったから、やめようというシナリオにはなりにくいのである。

株式会社立医療機関に保険診療が適用されるとということになると、医療法人の株式会社化が起こる。多くのコンサルタントや税理士がそれを後押しする。「ヴァンパイア効果」の発生である。日本全国の医療機関があつという間に株式会社化してしまう。その結果の医療費の暴騰である。哀れなのは資本に隷属した医療を提供される国民である。今回の取扱いは、いつもの小泉首相の改革ポーズの色彩が強い。しかし上述したように一步誤ると、日本の医療を亡ぼす蟻の一穴になる可能性も大いにある。油断大敵である。

4. 抵抗勢力

医療は、地域で生み出され、地域で消費される。地域や住民と繋がって初めて意味をなす。それだけに地域社会や国民の文化が色濃く反映される。当然そこには守るべき文化もある。医療は非営利が原則というのは、国民が大切にしてきた大事な文化である。守るべきものを守るという姿勢の者が抵抗勢力と呼ばれるのであれば、そのことは甘んじて受けよう。名誉ある抵抗勢力になればよいのである。

医師の経済的な立場だけを考えれば、医療の営利化は、それほど悪い話ではないのか

もしれない。経済人やマスコミの中には、なぜ医者にとって得なことに医者が反対するのかと不思議がる人もいるくらいである。

しかし、私たちはそういう私的な立場を乗り越えて、国民の安全保障という公的な立場から、医療の営利化阻止の運動を展開している多くの医師を知っている。いや大多数の医師がそうであるといっても過言ではない。その方々が今回のことで意気阻喪する余り、医療の営利化に絶対反対の旗を降ろすことのないよう祈るだけである。今、旗を降ろしてしまうと前述のシミュレーションのように事が運ばれてしまう恐れがあるからである。闘いの場は地方に移る。前述のとおり、株式会社の参入は地方公共団体や都道府県知事に大きなリスクをもたらす。このようなアブナイ話に地方公共団体や都道府県知事が乗らないよう、心ある医師や医師会には懸命な説得活動をねばり強く展開していただきたい。

総合規制改革会議の委員の一部には、従来から、片方では規制緩和を説きながら、片方では緩和される分野への参入を企図するという我田引水の行動が見られた。それに加えて今回、特区評価委員会の委員長に総合規制改革会議の某委員が自ら就任するという事態が生じた。これが、自分の成績を自分が評価するという利益相反的行為であるのは明らかだ。わが国の政策を決定する立場の人には、もう少しフェアな行動をお願いしたい。

国会議員の名誉ある抵抗勢力の方々にも、特区法改正の審議の際には、国民の安全保障という立場から歴史のひとこまに残る論議を尽くしていただくようお願いしたい。

ジャーナリストの方々にも、「配当よりも人投（人材投資）」という医療の非営利原則を反芻していただき、国民のための医療のあるべき姿を考え、あえて時流に棹ささない報道をしていただくことを、わずかながら期待したい。